

総則

1 目的

この指針は、消防法（昭和23年法律第186号）、危険物規制に関する政令（昭和34年政令第306号）、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）、危険物の規則に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）、みやま市危険物の規制に関する規則（平成19年規則第135号）に定める基準及び行政指導事項等を明確にするとともに、危険物規制に関する許認可及び届出等の事務を統一的に処理するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語例等

- (1) 「法」とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- (2) 「危政令」とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- (3) 「危省令」とは、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）をいう。
- (4) 「危告示」とは、危険物の規則に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）をいう。
- (5) 「施行令」とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- (6) 「施行規則」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- (7) 「建基法」とは、建築基準法（昭和25年政令第201号）をいう。
- (8) 「建基政令」とは、建築基準法施行令（昭和25年法律第338号）をいう。
- (9) 「建基省令」とは、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）をいう。
- (10) 「J I S」とは、日本工業規格（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項に規定する日本工業規格）をいう。
- (11) 「通知」及び「質疑」とは、総務省消防庁通知、通達及び質疑等をいう。
- (12) 「火災予防条例」とは、みやま市火災予防条例（平成19年条例第159号）をいう。
- (13) 「み危規則」とは、みやま市危険物の規制に関する規則（平成19年規則第135号）をいう。
- (14) 「指導する。」とは、行政指導の事項をいう。

3 運用

平成25年4月1日から運用する。

なお、本指針記載以外の総務省消防庁から発出されている通知及び質疑等についても十分考慮して運用すること。

4 主な参考文献

- (1) 危険物施設の審査基準 東京消防庁監修（財）東京防災協会発行 平成20年9月改訂
- (2) 危険物施設の審査指針 福岡市消防局（平成16年3月改訂）
- (3) 倉敷市危険物審査基準 倉敷市消防局（平成20年3月改訂）